

令和6年度山梨県介護支援専門員実務研修における実習について

1. 介護支援専門員実務研修の概要

科 目		時間
前 期	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	3
	自立支援のためのケアマネジメントの基本	6
	相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	4
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	2
	利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	2
	ケアマネジメントのプロセス	2
	ケアマネジメントに必要な基本知識及び技術	
	受付及び相談並びに契約	1
	アセスメント及びニーズの把握の方法	6
	居宅サービス計画等の作成	3
	サービス担当者会議の意義及び進め方	3
	モニタリング及び評価	3
	介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	2
	地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の社会資源	3
	生活の継続を支える為の医療との連携及び多職種協働の意義	3
	ケアマネジメントに係る法令等の理解	2
実習オリエンテーション	1	
ケアマネジメントの基礎技術に関する実習		
後 期	実習振り返り	3
	ケアマネジメントの展開	
	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	3
	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	4
	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	4
	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	4
	心疾患のある方のケアマネジメント	4
	誤嚥性肺炎の予防の為のケアマネジメント	3
	看取りに関する事例	4
	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	4
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2
合 計		87

2. 実習形態について

実習形態	内容	実習時間
模擬ケアプラン作成実習	要介護状態にある人（実習協力者）の協力を得て、インタビュー、アセスメント、模擬ケアプラン作成といったケアマネジメントプロセスを実践する。	見学・体験実習の時間を含む、定められた実習期間内
見学・体験実習	実習受入事業所の主任介護支援専門員（実習指導者）が実践するケアマネジメントを見学・体験して、ケアマネジメントプロセスの実際を直接的に学ぶ。	3日程度に相当する時間数 (7時間×3日)

3. 実習の目的

- ①体験学習：前期に学んだ一連のケアマネジメントプロセスの実践の様子を理解する。
- ②見学学習：見学を通じて多様な要介護高齢者の生活に対応したケアマネジメントを理解する。

4. 見学・体験実習について

1) 実習内容

できるだけ多くの要介護高齢者の生活の様子を知れるよう、次の各プロセスについて、実際に使用している書類等に基づいた説明、および利用者のもとへ同行し、体験・見学実習を行う。



- ※ 可能な限り一連のプロセス項目の準備場面から見学実施する。
- ※ 見学するプロセスは順不同でも構わない。
- ※ 実習の場面は同一の協力利用者でなくてもよい。

2) 見学実習先

特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所、実習受入表明をしている居宅介護支援事業所

3) 実習指導者

主任介護支援専門員

ケアマネジメントの実務経験が豊富であり、かつ、受講者に対してケアマネジメント実践を分かりやすく説明し、受講者一人ひとりの実践上の課題に応じた指導を行うことが求められるため。

4) 実習期間

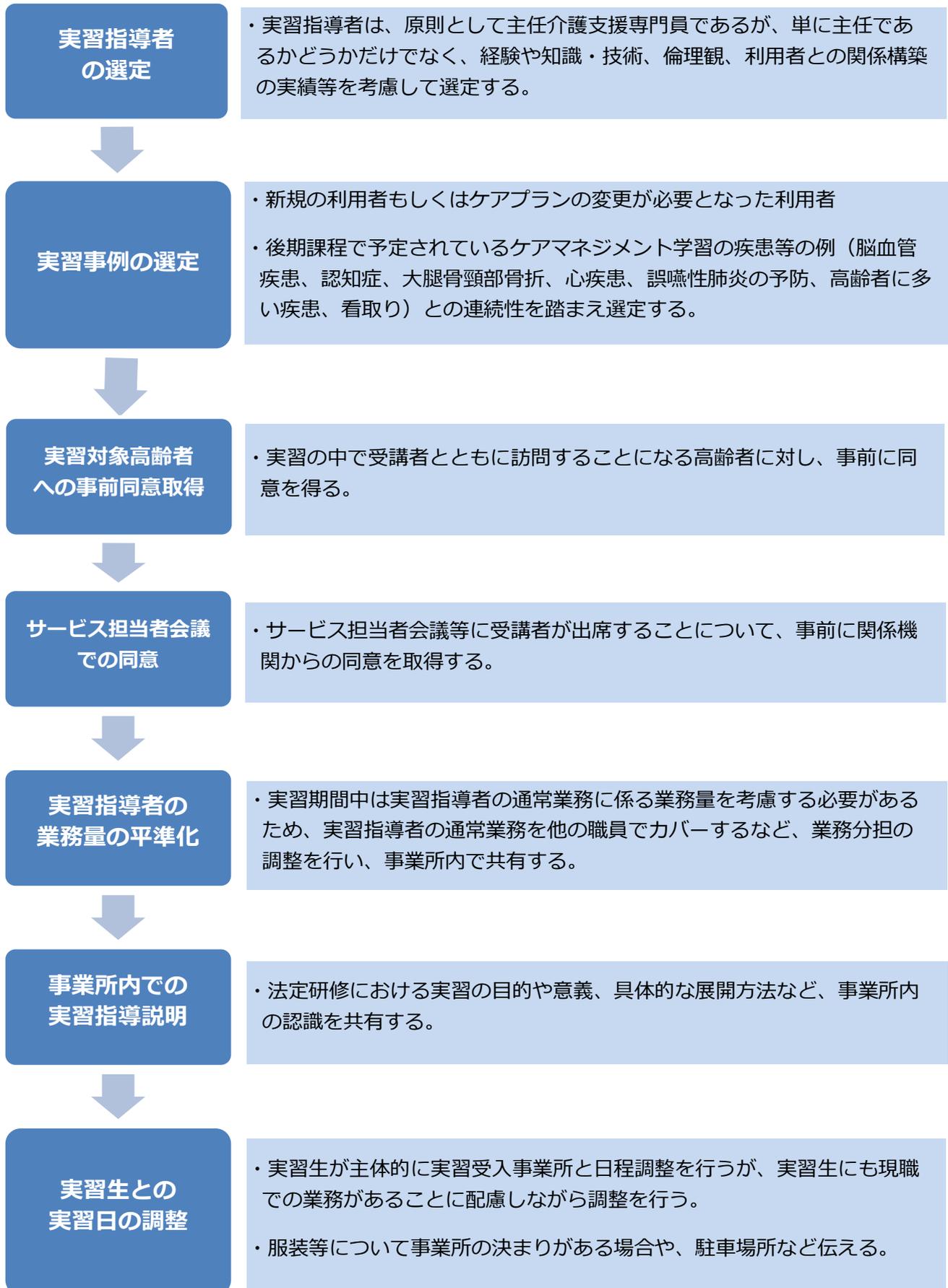
概ね3日程度

- ・ 7時間×3日 = 21時間以上（休憩時間を除く）の時間数が確保できれば、一日あたりの研修時間や日数に制限はない。
- ・ 連続した日である必要はない。

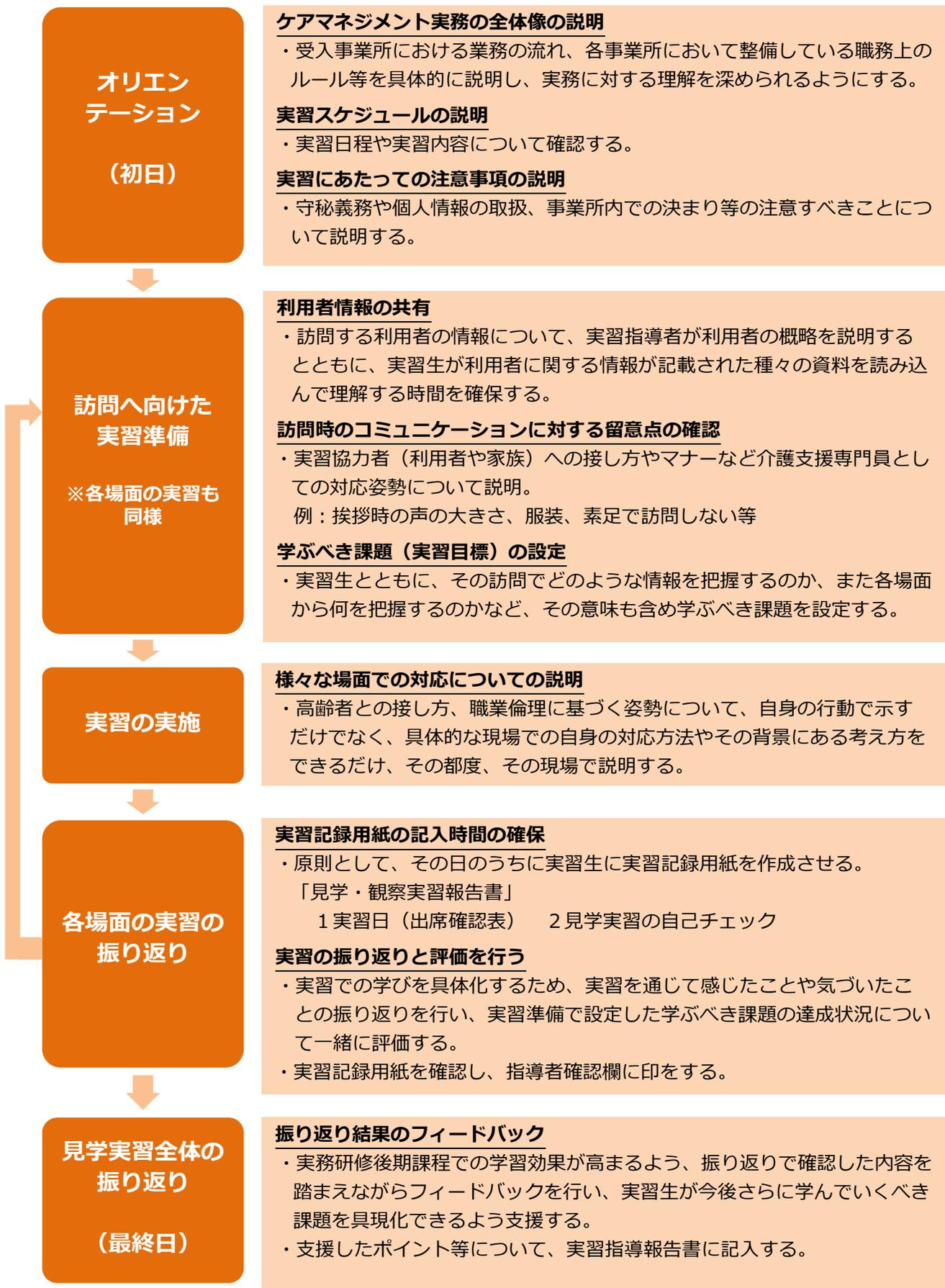
5) 受入人数

主任介護支援専門員1人あたり1～2人程度

6) 実習受入事業所における必要な事前準備等



7) 実習の展開方法



実習スケジュールの組み立て方（イメージ）

例 1	9:00~	10:30~	13:00~	14:30~	16:00~	17:30~
1 日目	オリエンテーション		モニタリング 訪問	アセスメント 訪問	振り返り	
2 日目	モニタリング 訪問	サービス 担当者会議	ケア会議	インテーク 訪問	振り返り	
3 日目	ケア会議	ケアプラン作成見学 給付管理見学	モニタリング 訪問	実習全体の振り返り		

実習準備

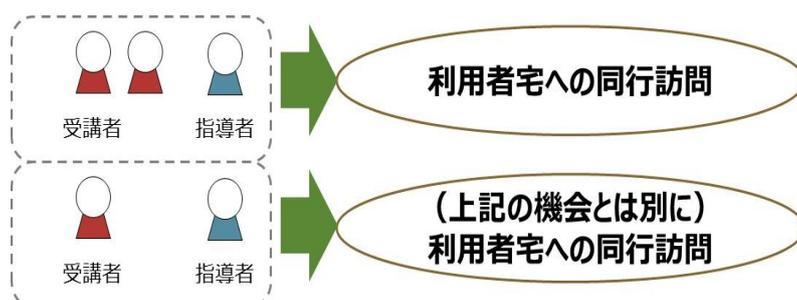
例 2	9:00~	10:30~	13:00~	14:30~	16:00~	17:30~
1 日目	オリエンテーション		モニタリング 訪問	アセスメント 訪問	振り返り	
2 日目			ケア会議	インテーク 訪問	振り返り	
3 日目					サービス 担当者会議	モニタリング 訪問
4 日目						ケア会議
5 日目		ケアプラン作成見学 給付管理見学	モニタリング 訪問	実習全体の振り返り		

実習にかける時間の合計を3日程度相当を目安にする

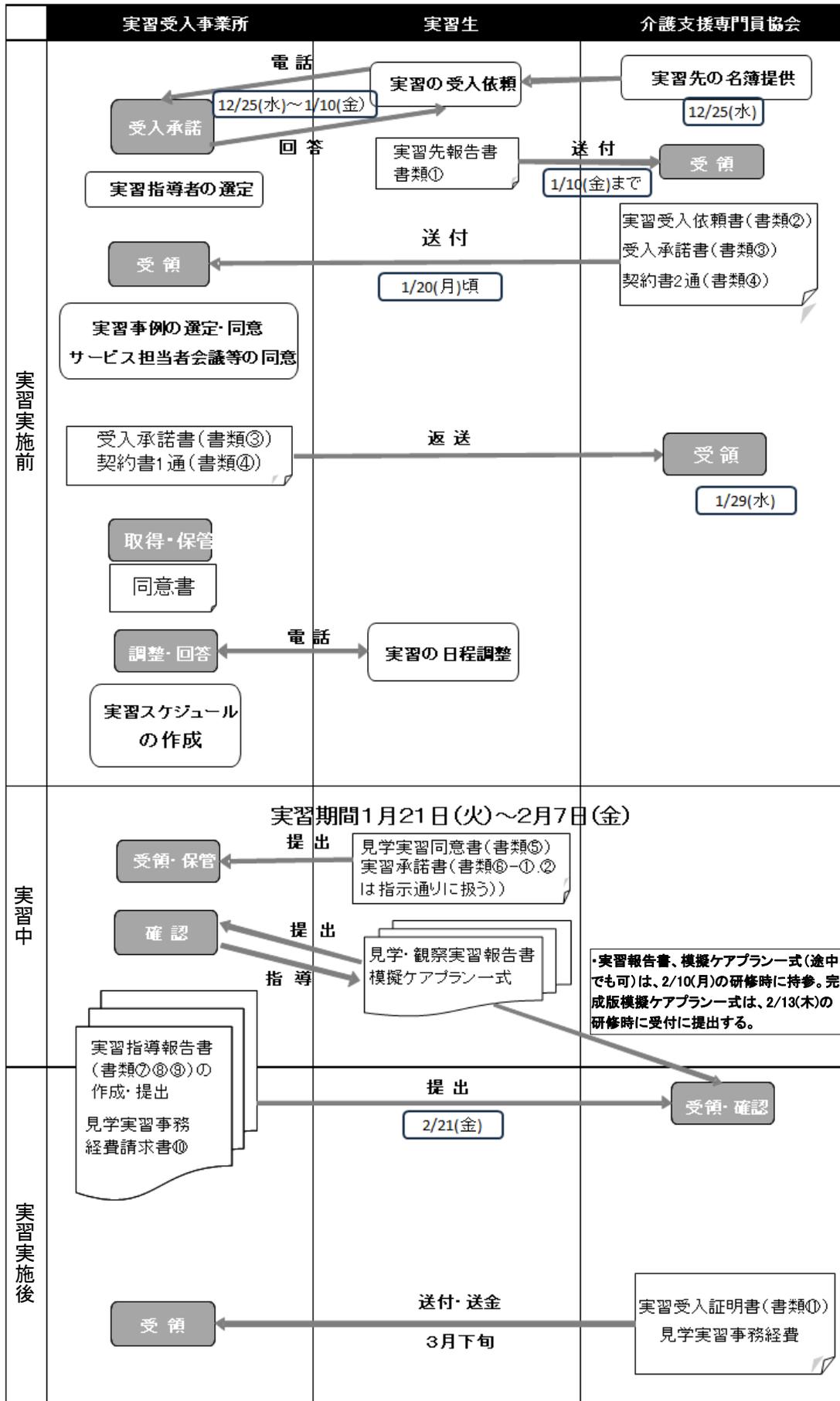
複数名でも参加できる場にはまとめて実施



同行訪問などは1～2名に分けて実施



8) 実習スケジュール



9) 事故等があった場合の責任

実習生が実習中に過失等により、事業所又は実習協力者及び第三者に損害を与えた場合は、実習生がその賠償の責任を負うものとする。

なお、研修実施機関において、実習生の実習期間中における事故等に備え、損害賠償責任保険に加入する。

5. 模擬ケアプラン作成実習について

1) 実習内容

要介護高齢者の協力を得て、実習生が実際に居宅を訪問し、面談の上情報を得て、課題分析表や居宅サービス計画書、社会資源調査票等を作成する。

2) 実習協力者に必要な条件

① 介護保険の被保険者であり、かつ、要介護認定（要介護1～5）を受けている人

- ・第2号被保険者でも要介護認定を受けている人なら対象にできる。

② 居宅での生活をしている人

- ・現に居宅に住んでいて、居宅サービスを利用することが可能な人を対象とする。
- ・ただし、次に該当する場合は対象とすることができない。

- ・重度の認知症等、意思疎通が困難な人
- ・家族が同席できないなど、家族からの情報収集ができない人
- ・多問題家族等、本人以外のニーズや課題が複雑に絡み合う事例
- ・医療機関へ入院している人
- ・認定症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を利用している人
- ・短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用して居宅で要介護者と面談ができない事例

3) 実習協力者の選定

原則として、実習受入事業所から実習協力者の紹介を受けることとする。

ただし、実習受入事業所で紹介することが困難な場合は、実習生自らで、知人や居宅サービス事業所から紹介を受ける等、実習協力者を見つけるものとする。

4) 実習期間

見学・体験実習の期間（3日間）を含む実習期間内で実施する。ただし、実習協力者宅への訪問時間は概ね90分程度とする。

5) 実習の流れ

① 実習生との事前調整（受け入れ事業所）

- ・実習生から実習受入れ事業所へ協力者の紹介が可能か相談があるので、実習協力者の選定・依頼を進める。
- ・実習期間に入り次第、実習受入れ事業所から実習協力者の概要等の情報提供を行う。

② 実習協力者との面談日程の調整（受け入れ事業所）

- ・時間的余裕をもって実習協力者と面談日程の調整をする。

③ 社会資源調査票の作成（実習生）

- ・実習協力者が住んでいる地域の社会資源について、インフォーマルサポートも含め調査をはじめめる。

④ 実習協力者宅における実習の準備（実習生）

- ・テキストをよく読んで、訪問実習に向けて事前に勉強しなければならないこと、実習協力者に聞く項目を整理する。
- ・面接の主旨の説明内容、実習承諾書と実習誓約書の準備。

⑤ 実習協力者宅を訪問して課題分析に必要な情報の収集（実習生）

- ・面接の主旨をわかりやすく説明する。
- ・実習承諾書、実習誓約書を2通作成し、1通を実習協力者にわたす。

⑥ 課題分析表、課題整理総括表、模擬ケアプラン等を作成（実習生）

- ・作成にあたって、適宜実習協力事業所の実習指導者に助言を求める。

⑦ 実習報告書の作成（実習生）

- ・実習を通して感じたわからないことや疑問を掘り下げ、後期課程に向けた学習課題を明確にしていく。
- ・決められた様式に従い作成し、期日までに研修実施機関へ提出する。

6) 模擬ケアプラン作成における実習受入れ事業所の協力支援について

- ・実習生が効果的な学習ができるよう、実習協力者の紹介をお願いします。
- ・また、課題分析や模擬プラン作成等にあたって、実習生から相談を受けた場合は、可能な限り助言をお願いします。
- ・課題分析や模擬プラン作成等にあたっては、実習生自身が新たに作成するものとする。